

「花巻空港広報媒体作成等業務」企画コンペ審査要領

この審査要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「花巻空港広報媒体作成等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、花巻空港広報媒体作成等業務企画コンペ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別紙で定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書面審査を行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価、評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて協議会に報告する。
- (3) 順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同点の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (5) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合など、「花巻空港広報媒体作成等業務企画コンペ実施要領」6(2)に定める審査委員会の開催日において、順位の決定または(3)に定める評価の決定に至らなかった場合、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。
なお、この場合、合議によって審査、決定することができるものとする。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

審査項目、審査観点及び配点

(1) 審査項目及び配点

審査項目	審査観点	配点	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を理解した提案内容となっているか。 ・全体の実施スケジュールが無理のないものであるか。 	10	10
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・花巻空港の認知度向上・利用促進を図るうえで、効果的なデザインとなっているか。 	50	70
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載された仕様が盛り込まれているか。 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に類似する業務の実績は良好であるか。 	10	
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・専従職員の配置等、提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 	10	10
積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。 	10	10
計			100

(2) 採点基準

区分	10点の項目	50点の項目
非常に優れている	10	50
優れている	8	40
問題はない（中位点）	6	30
やや問題がある	4	20
問題がある	2	10
採用できない	0	0